

島ごとはっさくん プレミアム付商品券事業 取扱要領

1. 目的

本事業は、令和8年8月1日から令和8年12月20日迄の期間にて開催される島ごとはっさくん内因島丸ごとラリー事業(以下、当事業)となり、旧因島市内で事業を行う事業者のうち、当事業参加店で使用可能とする特別券を発行し、地域経済活性化寄与に資する為、発行並びに販売、運用を行う。

2. 発行団体

因島商工会議所

3. 商品券の概要

商品券正式名称：島ごとはっさくんプレミアム付商品券

発行総額：600万円(うちプレミアム分100万円)

予約受付日：令和8年8月10日から令和8年8月31日まで

販売開始日：令和8年9月1日

使用期限：令和8年12月20日(加盟店での利用枚数制限なし)

販売方法：500円券10枚とプレミアム分20%分の2枚を併せた計12枚を1冊とし、事前受付方式で販売。申込過多となる場合は抽選とする。

販売額：5,000円(非課税)

販売制限：1人1冊まで。同一世帯での購入は1世帯2冊まで(申し込みの際は氏名を被らせないこと)。

4. 利用方法

利用可能店舗は当事業特別サイトに掲載、又は商品券に同封する一覧に記載。

商品券の券面額以上(500円)の買い物をした際に利用可能。

使用上の注意点

1. 券面より少額の取引の場合、釣銭のお渡しは不可。
2. 本商品券と紙幣の交換は不可。
3. 次に該当する物には使用不可。
 - ・金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書カード、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙等換金性の高いもの。
 - ・現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ・加盟店を介しての通信販売等の支払い
 - ・生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
 - ・たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ・国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、ガス、水道料金、公営ギャンブル)
 - ・土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
 - ・各加盟店において、商品券等での支払いが不可能なもの

・その他商品券利用が不相当と見受けられるもの

※ 上記物品への使用が確認された場合、加盟店登録取消とする。

4. 本券の盗難、紛失又は毀損に対して発行者は一切責任を負わない。
5. 商品またはサービスの取引において返品、瑕疵、その他問題が生じた場合、当事者間で解決すること。
6. 本券の有効期限が過ぎた場合、交換及び再発行は行わない。

5. 加盟店制度

対象事業者：当事業に参加される事業者で、旧因島市内にて一般消費者向けに商品・サービス等を提供する事業者。

加盟店申込方法：当事業に参加いただく際に自動的に加盟店登録を行う。尚、商品券加盟登録を行わない場合は、その旨を島ごとはっさくん in 因島実行委員会事務局(以下、事務局)へ申し出を行うものとする。

6. 換金手続き

換金先：因島商工会議所

換金方法：基本的に電話等で事前連絡にて受付後、使用済み商品券を持参頂いた後、その場で換金。
ただし換金額が5万円を超える場合は必ず事前連絡を行うものとする。

必要書類：店舗で使用された商品券(裏面の利用店舗欄に署名又は押印必須)

換金期限：令和9年1月29日

7. 換金手数料(全て税込)

当事業参加店：手数料なし

8. 加盟店変更及び廃止

加盟店登録後に生じた情報の変更または加盟店廃止の手続きは、下記のとおりとする。

1. 加盟店は、登録した店舗情報(店舗名、所在地、代表者、連絡先等)に変更が生じた場合は、速やかに所定の方法により当所へ届け出なければならない。
2. 加盟店が加盟登録の廃止を希望する場合は、当所にその旨を連絡し、承認を受けるものとする。
3. 前項の手続きを経ずに加盟を廃止した場合、商品券の換金手続き等について不利益が生じることがある。

9. 商品券の管理

発行団体である当所が責任をもって管理し、適切な帳簿・在庫管理を行う。

不正利用や不適切な運用が認められた場合は、関係機関と連携して対応する。

10. その他規定

本要領に規定されていない事項の他、当事業に係る変更点については随時本要領内において変更できるものとする。

11. 附則

施行日:令和 8 年 7 月 1 日